

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護 グループホームせせらぎ荘

重要事項説明書 兼 利用契約書

1 施設経営法人

法人名	特定非営利活動法人 アシスト
法人所在地	青森県三戸郡南部町大字下名久井字青柳4番地1
電話/FAX	電話 0178-60-7581 FAX 0178-60-7582
代表者氏名	理事長 夏堀 典雄
設立年月日	平成14年1月17日

2 ご利用施設

種別	認知症対応型共同生活介護 (H14年1月31日指定) 事業所番号青森県第0272700865
目的	サービス計画に基づいて、身体介護・食事・入浴・排泄等の介護、その他日常生活上のお世話、健康管理を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように援助する。
名称	グループホーム せせらぎ荘
所在地	〒039-0503 青森県三戸郡南部町大字平字虚空蔵29番地2
電話/FAX	電話 0178-38-8252 FAX 0178-38-8253
運営方針	家庭に近い環境の下で人権を尊重し、家族・地域と連携しながら、終の棲家として安らぎのある日常生活が過ごせるよう、最善のサービスを提供する。
開設年月日	平成14年2月1日
入居定員	18人 (1ユニット9名)

3 職員の配置状況

「うぐいす」ユニット		「もみじ」ユニット	
職種	人員数	職種	人員数
管理者	常勤 (兼務) 1名	管理者	常勤 (兼務) 1名
計画作成担当者	常勤 (兼務) 1名	計画作成担当者	常勤 (兼務) 1名
看護師	常勤 (兼務) 1名	看護師	常勤 (兼務) 1名
介護職員	常勤 4名～	介護職員	常勤 5名～
介護職員	非常勤 4名～	介護職員	非常勤 2名～

4 主な職種の勤務時間

職種	勤務体制
介護職	早番 7:00 ～ 16:00
	日勤 8:30 ～ 17:30
	遅番 9:00 ～ 18:00
	夜勤 16:00 ～ 10:00

* 夜勤は、各ユニット1名ずつ勤務に当たるものとする。

5 ホームの概要

定員	18 名		
居室面積	1 室	9.9 m ² (計 18 室)	計 178.5 m ²
浴室面積	(1)	14.5 m ²	(2) 3.3 m ²
脱衣室面積	(1)	10.4 m ²	(2) 3.3 m ²
台所面積	(1)	9.9 m ²	(2) 9.9 m ²
洗濯室面積	(1)	10.7 m ²	
管理仮眠室面積	(1)	11.6 m ²	(2) 6.1 m ²
居間兼食堂面積	(1)	42.6 m ²	(2) 42.6 m ²

* (1) は「うぐいす」ユニット (2) は「もみじ」ユニットを指す。

6 当施設が提供するサービスの内容

サービス	内 容
食事	朝食・午前 7 時～ 昼食・11 時半～ 夕食・17 時～
入浴	週 2 回以上 入浴介助・洗髪介助等 体調等を考慮して、シャワー浴・清拭・足浴或いは衣服交換のみとなる場合もあります。
排泄	身体状況に応じ、適切な排泄の介助と、排泄の自立にむけた援助を行います。
日常生活上の世話	寝たきり防止のため離床に配慮します。 着替え・整容・シーツ交換・居室の清掃・洗濯・役所手続きの代行等
健康管理	1. 職員が常時、体調についての聞き取りを行い、体温、血圧、脈拍のチェックも行います。 2. 看護師を 1 名配置し、日常の健康管理指導及び緊急時の対応を行うとともに、医療機関との連携強化に努めます。 3. ご本人・ご家族が希望すれば看取り対応もいたします。
相談及び援助	入居者またはその代理人からの相談には、可能な限り迅速かつ適切な援助を行います。
機能訓練	離床援助、屋外散歩同行、レクリエーション、家事共同等により生活機能の維持、改善に努めます。

7 サービス利用にあたっての留意事項

面会及び宿泊	面会時間： 9 時～19 時までです。 * 事情によっては面会をお断りする場合があります。 宿泊： 利用者の看取りの場合のみとします。
外出・外泊	外出及び外泊の際には、所定の届出用紙に必要事項を記入し、承認を得たうえで認めます。
飲酒・喫煙	安全管理上、施設内での飲酒・喫煙は禁止とします。
金銭・貴重品の管理	希望があれば、通帳、保険証、印鑑等の管理をいたします。 また金銭も日常必要な程度の額であれば、管理を承ります。 *その際の管理費は生じません。
持込み所持品	日用品、身の回り品（危険物不可）位牌などその他相談の上で。
設備・器具の利用	原則として、ホーム所有の設備及び器具の利用は自由。

8 利用料金等について

基本単位 1 日当りの介護自己負担金（単位：円）

	介護保険負担割合		
	1 割	2 割	3 割
要支援 2	749	1498	2247
要介護 1	753	1506	2259
要介護 2	788	1576	2364
要介護 3	812	1624	2436
要介護 4	828	1656	2484
要介護 5	845	1690	2535

加 算

* 初期加算・・・30 単位／日

（利用開始より 30 日間、及び一ヶ月以上入院した後再入居した場合も同様）

* 医療連携体制加算（Ⅰ）ハ・・・37 単位

* 医療連携体制加算（Ⅱ）・・・5 単位

* 看取り加算・・・死亡日以前 31 日～45 日以下 72 単位／日

死亡日以前 4 日～30 日以下 144 単位／日

死亡日前日及び前々日・・・ 680 単位／日

死亡日・・・・・・・・・・・・・・1280 単位／日

* サービス提供体制強化加算（Ⅰ）・・・22 単位／日

* 認知症専門ケア加算（Ⅰ）・・・3 単位／日

* 生産性向上推進体制加算（Ⅱ）・・・10 単位／月

* 入院時費用・・・246 単位／日

（1 カ月に 6 日を限度で算定。3 ヶ月以内の入院後の再入居受入可能時に算定）

* 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）ロ・・・1 カ月当りの介護報酬総単位数×0.228（加算率）

介護保険の給付対象とならないサービスと費用

項目	費用
食材料費用	1,300 円／日
家賃	27,000 円／月 （900 円/日） （月の途中で入退居した場合は日割り計算でいただきます。）
水道・光熱費	600 円／日
おむつ代	時価で提供します。
洗濯代	入院中であって依頼された場合に限り、1 回 500 円で対応します。
理美容代	カット・2,000 円 顔剃り・1,000 円（月 1 度理容師が来荘し、希望者に対応しています。）
個人持込み 電気代	大型(エアコン、テレビ、冷蔵庫等)1 台につき月 1,000 円 小型(ラジオ、携帯、加湿器、電気毛布等)1 台につき月 500 円
医療費	居宅療養管理指導、または状況に応じて受診した場合の医療処置に要した費用や、インフルエンザ予防接種等の費用など。
交通費	個別に南部町外に出かけた場合であって、タクシー等を利用した場合は、その費用を負担していただきます。
居室確保料金	入院時等、居室確保料として 2,000 円／日負担して頂きます。 生活保護の方は、家賃分 800 円/日を限度として徴収します。

利用料金の支払い方法

毎月末日を締め日とし、10 日頃に請求書を郵送いたしますので、到着後 7 日以内にお支払いください。お支払いと引き換えに領収書を発行いたします。

お支払方法は、銀行引き落とし、銀行振り込み、窓口支払いのいずれかとなります。

9 協力医療機関について

医療を必要とする場合は、どこの医療機関でも受けることができますが、当事業所に於いては下記医療機関に協力をお願いしています。

協 力 医 療 機 関・・・南部町医療センター

協力歯科医療機関・・・あこう歯科医院 イナムラ歯科医院

10 苦情および相談窓口

当事業所における利用者相談・苦情 担当責任者・・・ 十文字 整

電話番号 0178-38-8252 FAX 0178-38-8253

受付時間 9:00～17:00（但し土曜日・日曜日・国民の祝日以外）

苦情等に対しては、できる限り速やかに回答することを原則としますが、ケースによっては調査または関係者等と協議するための猶予をいただく場合があります。

当事業所以外の相談窓口

1 南部町健康センター 福祉介護課 電話 0178-60-7101

2 青森県国民健康保険団体連合会 電話 017-723-1301

3 福祉サービス相談センター 電話 017-731-3039

11 非常災害時の対策

非常時の対応・・・別途定める「消防避難計画書」に基づき対応します。

防 災 訓 練・・・別途定める「消防避難計画書」に基づき年2回実施。

防災設備

名称	個数	名称	個数
スプリンクラー	全館	誘導灯	あり
自動火災報知機	あり	非常通報装置	あり

12 緊急時の対応

サービス提供中に様態に異変等があった場合は、予め作成している緊急時対応マニュアルに従って対応し、場合によってはご家族、主治医、救急隊に連絡します。

13 業務継続計画の策定等

1. 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスの提供を継続的に実施する為、又、非常時の体制で早期に業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
2. 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練（年2回）を定期的の実施します。
3. 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

14 虐待の防止

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- （1）虐待を防止する為の対策を検討する委員会の設置及び開催
- （2）虐待を防止するための従業者に対する研修、訓練の実施（年2回）
- （3）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- （4）その他虐待防止のために必要な措置

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを町担当課に通報します。

虐待防止に関する担当責任者・・・ 管理者 十文字 整

15 身体拘束

入居者または他の入居者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合に限り、最小限の身体拘束を行う場合があります。その場合には、別紙（説明書）により代理人（家族）に説明同意を得るものとします。

又、身体拘束委員会を3か月に一回開催し、結果を全職員で周知徹底を図り、身体的拘束の適正化の為の研修を定期的の実施します。

16 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、協力病院、消防署及び警察署等関係機関と連絡を取り、その指示に従い措置を講ずるとともに、速やかにご家族に連絡し、さらには県福祉事務所及び町役場担当課へ報告致します。また利用者に対し、ホームの介護サービスにより賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。但し、自らの責に帰すべき理由による場合には、この限りではありません。なお、当グループホームは、三井住友海上火災保険と損害賠償保険契約を結んでいます。また、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに、その原因を究明し再発防止の対策を講じます。

17 衛生管理等

1. 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
2. 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
3. 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について全職員へ周知徹底しています。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施（年 2 回）します。

18 秘密保持

当事業所は、利用者本人やその家族の業務上知り得た秘密保持のため、次の対策を講じています。

1. 従業者に対し、在職中及び退職後においても、その秘密保持を就業規則に定め雇用契約の条件とする。
2. 当事業所は、サービス担当者会議や主治医の求め等において入居者の情報の提供が必要とされる場合、予め入居者本人またはその家族に文書にて同意を得るものとする。

19 サービスの終了について

1. 利用者または利用者の家族の都合でサービスを終了する場合
退居を希望する日の 14 日前までにお申し出ください。
2. 自動終了
利用者が亡くなられた場合、サービスは自動的に終了するものとします。
3. その他の終了
 - 1) 利用者がサービス利用料金の支払いを 2 カ月以上遅延し、支払い催告後も意図的に支払いに応じない場合。
 - 2) 利用者または利用者の家族が当ホーム職員に対し、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、サービス終了の 7 日前に文書にて通告し、退居していただく場合があります。

- 3) 利用者が医療機関に入院し、1 ヶ月以内に退院の見込みがない場合。

20 自己評価及び外部評価について（直近評価日：令和 8 年 1 月 14 日）

当事業所は公益社団法人青森県老人福祉協会等の評価機関に依頼し、第三者機関によるサービスの評価を受けています。評価結果に関しては、ホーム玄関設置、入居契約時や運営推進会議での説明、インターネットでの閲覧方法があります。

【WAM NET】ホームページアドレス <http://www.wam.go.jp>

21 連帯保証人について

1. 連帯保証人は、主債務者と連携して、本契約から生じる利用者の債務を負担するものとする。
2. 前項の連帯保証人の負担は、極度額 30 万円を限度とする。
3. 主債務者は連帯保証人に対し、支払能力に関する情報提供を行った上で連帯保証を依頼する事とする。
4. 連帯保証人が負担する債務の元本は、主債務者又は連帯保証人が死亡した時に確定するものとする。
5. 連帯保証人の請求があった時には、事業者は連帯保証人に対し遅滞なく利用料等の支払い状況や滞納金の額、損害賠償の額等、主債務者のすべての債務の額等に関する情報提供をするものとする。

22 その他

1. 本書及び介護保険法等の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重して、双方〔利用者（代理人）・事業者〕との協議により定めます。
2. 契約期間は、当施設に入居（在籍）期間中とし、双方〔利用者（代理人）・事業者〕ともに異論のない場合は、更新できるものとします。

令和 8 年 6 月 1 日

利用契約書

『グループホームせせらぎ荘』への入居に際し、説明を受け同意致しました。

年 月 日

【入居者】

住所

氏名

印

電話

【身元引受人及び主債務者】

住所

氏名

印

電話

【身元引受人及び連帯保証人】

住所

氏名

印

電話

【事業所】

所在地

青森県三戸郡南部町大字平字虚空蔵 29 番地 2

名 称

特定非営利活動法人アシスト

グループホームせせらぎ荘

理事長 夏堀 典雄

説明者

管理者

十文字 整

印